

【居宅療養管理指導事業所における運営規定の概要及び重要事項】

1. 事業の目的

主治の医師等が交付した処方せんに基づき、要介護状態または要支援状態にあり、薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- ・要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置します。
- ・従事する薬剤師はすべて保険薬剤師の登録を行います。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数としています。

4. 管理者について

- ・管理者は、当薬局の管理薬剤師が兼務します。

5. 職務の内容

- ・薬剤師の行う居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師または歯科医師の指示に基づき訪問等を行います。訪問に当たっては、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定するとともに、常に利用者 の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行います。また、医薬品が利用者 のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の 自立に資するよう妥当適切に管理指導を行います。居宅療養指導の内容は、処方医及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告します。
- ・薬剤師は薬学的管理指導の他、患者の住環境等を衛生的に保つための指導・助言、在宅医療機器・用具・材料等の供給、在宅介護用品・福祉機器等の供給、相談応需、その他、必要事項（不要薬剤 等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）の指導、助言を行います。

6. 営業日および営業時間

営業日時 ・ 薬局の営業時間と同じ ※緊急時は時間外の対応もいたします。

7. 利用料 介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

※居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

<居宅療養管理指導費>

	負担割合ごとの金額		
	1 割	2 割	3 割
単一建物居住者で乙による同サービスの利用が 1 人の場合	518 円	1,036 円	1,554 円
単一建物居住者で乙による同サービスの利用が 2 人～ 9 人の場合	379 円	758 円	1,137 円
単一建物居住者で乙による同サービスの利用者が 1 0 人以上の場合	342 円	684 円	1,026 円
通信機器を用いた場合	46 円	92 円	138 円

<上記金額の他、要件を満たした場合に以下の金額が加算されます>（情報通信機器を用いた場合を除く）			
麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円
医療用麻薬持続注射療法を行っている場合	2 5 0 円	5 0 0 円	7 5 0 円
在宅中心静脈栄養法を行なっている場合	1 5 0 円	3 0 0 円	4 5 0 円
特別地域加算	所定単位数の 1 0 0 分の 1 5		
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 1 0 0 分の 1 0		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 1 0 0 分の 5		

8.実施地域 ・通常の実施地域は半径 10km とします。

9. 当グループの薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修会の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備します。

10. その他運営に関する重要事項 ・従業者は業務上知り得た利用者及びその後見人又はその家族の秘密を保持します。

・居宅療養管理指導に関わる苦情が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を 講じます。

・健康保険法、介護保険法を遵守し業務をおこないます。

11. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当該薬局とグループの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規定は、2020 年 1 月 1 日 より施行する。

改定 2025 年 6 月 30 日 グループ HP へ掲載